

BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2014年5月27日 第99期

国家外貨管理局

「クロスボーダー保証外貨管理規定」を公布

トランザクションバンキング部

2014年5月19日、国家外貨管理局は「クロスボーダー保証外貨管理規定(匯発 [2014] 29号)」 (以下、「29号規定」)を公布しました。2014年6月1日から施行されます。

29 号規定では、12 本ものクロスボーダー保証関連通達が廃止されて様々な簡素化が行われただけでなく、新たなスキームを構築できる可能性が出てきています。

1、クロスボーダー保証とは

クロスボーダー保証には「域外保証つき域内貸出(中国語で「外保内貸」)」と「域内保証つき域外貸出(中国語で「内保外貸」)」、「その他形式のクロスボーダー保証」があります。域外保証つき域内貸出・域内保証つき域外貸出共に、以前それぞれの通達で規定されていましたが、本規定により各手続きが簡素化されています。「その他形式のクロスボーダー保証」とは、内保外貸・外保内貸以外のクロスボーダー保証形態を指し、別途ご説明させていただきます。

【図表1:域外保証つき域内貸出と域内保証つき域外貸出】

	域外保証つき域内質	貸出(外保内貸)	域内保証つき域外	貸出(内保外貸)
定義	保証人登記地が域外で	、債務者と債権者の	保証人登記地が域内で、債務者と債権者の	
	登記地が域内であるク	ロスボーダー保証	登記地が域外であるクロスボーダー保証	
例	中国現法が域内銀行から借入をする時に、		域外の会社が域外銀行から借入をする時	
	域外から親会社保証を差し入れる		に、中国企業が保証を差し入れる	
イメージ	中国内	中国外	中国内	中国外
	債務者 例)中国現法 貸出 債権者 例)域内銀行	保証人 例)親会社 保証 差入	保証人 例)中国企業 保証 差入	債務者 例)国外拠点 貸出 債権者 例)域外銀行
対象債務	融資性保証に限定		融資性保証と非融資性保証	

対象債務である融資性保証と非融資性保証は図表 2 のように定義されています。域外保証つき域 内貸出の対象債務は以前より融資性保証に限定されており、非融資性債務(貨物売買等)へも域外 からの保証差し入れが可能になると利便性が向上するため緩和が求められていましたが、今回も緩 和が見送られた形です。 2014年5月27日第99期



【図表 2:融資性保証と非融資性保証の定義】

	詳細		
融資性保証	融資性保証 保証人が融資性支払義務として提供する保証、融資契関連取引から発生		
	例)ローン・債権・ファインナンスリース・拘束力のある与信枠等		
非融資性保証	:保証 保証人が非融資性支払義務として提供する保証		
	例)募集入札保証・前払保証・延払保証・貨物売買契約下の履行責任保証等		

2、域外保証つき域内貸出(外保内貸)について

中国現法が銀行から借入を行う時、銀行へ親会社保証を差し入れている場合も少なくありません。 本規定では、保証料支払時の外管局の許認可手続きが不要になり、保証履行時にも外管局が限度額 管理をしない等の規制緩和が行われていますので、今後は保証が受け入れやすくなります。

また、中資系企業は外債枠を持たないために、今まで域外から保証を受け入れる度に事前申請が必要でしたが、今後は事前申請が不要になり、域外からの保証受け入れが行いやすくなります。

【図表3:域外保証つき域内貸出の比較】

	現状	変更後(2014年6月1日以降)	
規定	「外債登記管理弁法」	29 号規定	
	(匯発[2013]19号)		
所在地	保証人は域外、債務者	同左	
	及び受益者とも域内		
中資企業	事前に個別申請が必要	事前申請無く外保内貸が可能に	
対象債務	融資性保証に限定	同左	
		非融資性保証(貨物売買等への保証)のニーズは高いが、緩和	
		されず	
保証料	外管局へ核準(認可)	銀行で処理可能	
対外支払	申請が必要	対外支払時はサービス貿易外貨管理規定 ¹ に準じると規定	
保証	企業は外管局で外債登	企業は保証履行後 15 営業日以内に短期外債登記を行うが、外管	
履行時	記を行い、外債枠を費	局は限度額管理を行わない ²	
	消する	<注意点>	
	投注差(投資総額-登	保証履行により発生した対外債務は、未返済元金の残高が前年	
	録資本金)枠が不足す	度末の監査済純資産額を超えてはならない。	
	る場合、処罰される可	✔ 外資系企業:超過部分は外債枠を費消。外債枠が不足する	
	能性有り	場合は、無断対外借入と判断され、処罰される可能性有り	
		✔ 中資系企業:外債枠が無いため、監査済純資産額の超過不	
		可と解される	

¹ 2013 年7 月18 日に交付され、9 月1 日より施行されている「国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(匯発 [2013]30 号)

²「保証人と債務者は保証履行義務の発生を知りながらクロスボーダー保証契約を締結してはならない」と規定されており(第二十七条)、 悪意ある保証履行に対しては厳格な管理が行われると思われる。

BTMU (China) 実務・制度ニュースレター

2014年5月27日第99期



3、域内保証つき域外貸出(内保外貸)について

域内保証つき域外貸出を行う際の資格要件が緩和され、残高管理も行われなくなり、外管局への事前許可から契約締結後の事後登記になり、さらに保証履行時の核準(認可)が不要となっています。

主に商社の中国現法は自身の保証を差し入れることによって中国外でのリスクビジネスが展開しやすくなります。

【図表4:域内保証つき域外貸出の比較】

	現状	変更後変更後(2014年6月1日以降)
規定	「域内機構における対外担保の管理問題	29 号規定
	に関する通知」(匯発 [2010] 39 号)	
所在地	保証人は域内、受益者または債務者は域外	保証人は域内、債務者及び受益者とも域外
資格条件	<保証人>	廃止
	✔ 純資産と総資産の比率は 15%を下回	
	らず、対外保証残高はその純資産の	
	50%を上回らない	
	<被保証人>	
	✔ 保証人が出資もしくは間接出資をし	
	ている、純資産がプラス、直近3年以	
	内において少なくとも1年は黒字	
対象債務	融資性保証と非融資性保証	同左
資金使途	-	債務者の正常な経営範囲内関連支出に限定
登記	外管局にて取引毎に事前審査が必要	✔ 保証人が銀行の場合:外管局資本項目情
		報システムでデータ報告をする
		✔ 保証人が非銀行機構の場合:保証契約締
		結後 15 営業日以内に所在地外管局で内
		保外貸登記手続きを行う
保証	取引毎に外管局へ保証履行核準が必要	履行時の核準は不要となり、銀行で直接履行
履行時		手続きを行う
		履行により発生する対外債権登記は必要
その他	-	域内個人が従事可能に

4、その他形式クロスボーダー保証

その他形式クロスボーダー保証について詳細に規定され、域外貸付(子親ローン)時の保証差し入れといった新たなスキームに対応できる内容となっています。

その他形式クロスボーダー保証の定義は、域外保証つき域内貸出(外保内貸)・域内保証つき域外貸出 (内保外貸)以外のクロスボーダー保証とされています。

<その他形式クロスボーダー保証の定義(以下を含むが限定せず)>

- 1、保証人は域内、債務者と債権者が域内或いは域外に分かれて所属するクロスボーダー保証
- 2、保証人は域外、債務者と債権者が域内或いは域外に分かれて所属するクロスボーダー保証
- 3、保証当事者は全員域内、保証物権登記地が域外のクロスボーダー保証
- 4、保証当事者は全員域外、保証物権登記地が域内のクロスボーダー保証



適用される場合が多いであろう、上記定義の1と2につきまして、4パターンに分けてご説明致します。図表5をご参照ください。

【図表5:その他形式クロスボーダー保証のパターン別対応】

【凶矛	【図表 5: その他形式クロスボーダー保証のパターン別対応】						
	パターン	イメージ			状況説明		
1	保証人:域内 債務者:域内 債権者:域外	中国内 債務者 例)中国現法 保証人 例)域内機構		* * *	中国現法が域外銀行からオフショア ローンを調達する時、域内機構が域外 銀行へクロスボーダー保証を差し入れ クロスボーダー保証の登記や備案(届 出)不要 保証人が保証履行金を送金する時、直 接銀行で手続き可 債務者が保証人へ保証履行金返済に域 内外貨振替を行う場合、直接銀行で関		
3	保証人:域内 債務者:域外 債権者:域外 債務者:域外 債権者:域外		中国外 債務者 例)親会社 中国外 権名。 例)域 体者。 例)域 保証、 人機構	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	連支払手続き可 中国現法が親会社へ域外貸付を実行、域内機構が中国現法へ保証を差し入れ保証履行後に対外債権が発生した場合、対外債権登記が必要保証人が債権者への保証履行金支払に域内外貨振替を行う時、直接銀行で関連支払手続き可 中国現法が域外銀行からオフショアローンを調達する時、域外機構が域外銀行へ保証を差し入れ保証履行後に域外債権者の変更が発生した場合、外債項目下の債権者変更登記手続きが必要		
4	保証人:域外 債務者:域外 債権者:域内	中国内 債権者 域外貸付 例)中国現法 保証 差入	中国外	✓	中国現法が親会社へ域外貸付を実行、 域外機構が中国現法へクロスボーダー 保証を差し入れ クロスボーダー保証の登記や備案不要 債権者が保証履行金を受取する時、直 接銀行で手続き可		

以下は、中国語原文と日本語対訳です。



中国語原文

国家外汇管理局关于发布《跨境担保外汇管理规定》的通知(汇发[2014]29号)

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外 汇管理部,深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分 局,各中资外汇指定银行:

为深化外汇管理体制改革,简化行政审批程序,规范跨境担保项下收支行为,国家外汇管理局决定改进跨境担保外汇管理方式,制定了《跨境担保外汇管理规定》及其操作指引(以下简称《规定》)。现印发给你们,请遵照执行。

《规定》自2014年6月1日起实施,之前相关规定与本《规定》内容不一致的,以本《规定》为准。《规定》实施后,附件3所列法规即行废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后,应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村合作银行; 银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行; 各中资银行接到本通知后,应及时转发所辖各分 支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管 理局资本项目管理司反馈。

附件: 1.跨境担保外汇管理规定

- 2. 跨境担保外汇管理操作指引
- 3.废止法规目录

国家外汇管理局

2014年5月12日

附件1

跨境担保外汇管理规定

第一章 总则

第一条 为完善跨境担保外汇管理,规范跨境担保项下收支行为,促进跨境担保业务健康有序发展,根据《中华人民共和国物权法》、《中华人民

日本語対訳

国家外貨管理局「クロスボーダー保証外貨管理規 定」公布に関する通知(匯発 [2014] 29 号)

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨 管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局、 各中資外貨指定銀行:

外貨管理体制改革を深化し、行政審査批准手続き を簡素化し、クロスボーダー保証項目下の受払い 行為を規範化するために、国家外貨管理局はクロ スボーダー保証外貨管理方式を改善することを決 定し、「クロスボーダー保証外貨管理規定」及びそ の操作手引き(以下略称、「規定」)を制定したの で、ここに公布する、従って執行すること。

「規定」は2014年6月1日から実施し、以前の関連規定と本「規定」の内容が一致しない場合は、本「規定」を基準とする。「規定」実施後、附属資料3に記載した法規は速やかに廃止する。

国家外貨管理局分局、外貨管理部は本通知を受領した後、速やかに管轄内のセンター支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行へ転送しなければならない。各中資銀行は本通知を受領した後、速やかに所轄各分支機構へ転送しなければならない。執行中に問題が発生した場合、速やかに国家外貨管理局資本項目管理司へフィードバックすること。

附属資料:

- 1.クロスボーダー保証外貨管理規定
- 2.クロスボーダー保証外貨管理操作手引き
- 3.廃止法規目録

国家外貨管理局

2014年5月12日

附属資料1

クロスボーダー保証外貨管理規定

第一章 総則

第一条 クロスボーダー保証外貨管理を改善し、クロスボーダー保証項目下の受払い行為を規範化し、クロスボーダー保証業務の健全で秩序ある発展を促



共和国担保法》及《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规,特制定本规定。

進するために、「中華人民共和国物権法」、「中華人民 共和国担保法」および「中華人民共和国外貨管理条 例」等の法律法規に照らし、本規定を特別に制定す る。

第二条 本规定所称的跨境担保是指担保人向 债权人书面作出的、具有法律约束力、承诺按照 担保合同约定履行相关付款义务并可能产生资 金跨境收付或资产所有权跨境转移等国际收支 交易的担保行为。 第二条 本規定のクロスボーダー保証とは、保証人が債権者に書面で提出し、法律拘束力を有し、保証契約に照らして関連支払義務の履行を承諾し且つ資金のクロスボーダー受払い或いは資産所有権のクロスボーダー譲渡等の国際収支取引が発生する可能性のある保証行為を指す。

第三条 按照担保当事各方的注册地,跨境担保 分为内保外贷、外保内贷和其他形式跨境担保。 内保外贷是指担保人注册地在境内、债务人和债 权人注册地均在境外的跨境担保。

外保内贷是指担保人注册地在境外、债务人和债 权人注册地均在境内的跨境担保。

其他形式跨境担保是指除前述内保外贷和外保内贷以外的其他跨境担保情形。

第三条 保証当事者の登記地に照らして、クロスボーダー保証は内保外貸・外保内貸・その他形式クロスボーダー保証に分けられる。

内保外貸とは保証人登記地が域内で、債務者と債権 者の登記地が全て域外であるクロスボーダー保証を 指す。

外保内貸とは保証人登記地が域外で、債務者と債権 者の登記地が全て域内であるクロスボーダー保証を 指す。

その他形式のクロスボーダー保証とは前述の内保外貸と外保内貸以外のその他クロスボーダー保証形態を指す。

第四条 国家外汇管理局及其分支局(以下简称 外汇局)负责规范跨境担保产生的各类国际收支 交易。

第五条 境内机构提供或接受跨境担保,应当遵 守国家法律法规和行业主管部门的规定,并按本 规定办理相关外汇管理手续。

担保当事各方从事跨境担保业务,应当恪守商业 道德,诚实守信。

第四条 国家外貨管理局およびその分支局(以下略称、外管局)はクロスボーダー保証により発生する 各種国際収支取引の規範化に責任を負う。

第五条 域内機構がクロスボーダー保証を提供或い は受ける時は、国家法律法規と各業界主管部門の規 定を遵守し、本規定に照らして関連外貨管理手続き を行わなければならない。

クロスボーダー保証業務に従事する保証当事者は商 業道徳を厳守し、誠実に約束を守らなければならな い。

第六条 外汇局对内保外贷和外保内贷实行登 记管理。

境内机构办理内保外贷业务,应按本规定要求办 |

第六条 外管局は内保外貸と外保内貸に対して登記 管理を行う。

|域内機構が内保外貸業務を行う時、本規定の要求に

理内保外贷登记;经外汇局登记的内保外贷,发 生担保履约的,担保人可自行办理;担保履约后 应按本规定要求办理对外债权登记。

境内机构办理外保内贷业务,应符合本规定明确的相关条件;经外汇局登记的外保内贷,债权人可自行办理与担保履约相关的收款;担保履约后境内债务人应按本规定要求办理外债登记手续。

第七条 境内机构提供或接受其他形式跨境担保,应符合相关外汇管理规定。

第二章 内保外贷

第八条 担保人办理内保外贷业务,在遵守国家 法律法规、行业主管部门规定及外汇管理规定的 前提下,可自行签订内保外贷合同。

第九条 担保人签订内保外贷合同后,应按以下 规定办理内保外贷登记。

担保人为银行的,由担保人通过数据接口程序或 其他方式向外汇局报送内保外贷业务相关数据。 担保人为非银行金融机构或企业(以下简称非银 行机构)的,应在签订担保合同后 15 个工作日 内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续。 担保合同主要条款发生变更的,应当办理内保外 贷签约变更登记手续。

外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人 的登记申请进行程序性审核并办理登记手续。

第十条 银行、非银行金融机构作为担保人提供 内保外贷,按照行业主管部门规定,应具有相应 担保业务经营资格。 照らして内保外貸登記を行う。外管局の登記を経た 内保外貸は、保証履行が発生した場合、保証人自身 で処理できる。保証履行後は本規定の要求に照らし て対外債権登記を行う。

域内機構が外保内貸業務を行う時、本規定が明確に している関連条件に合致しなければならない。外管 局の登記を経た外保内貸は債権者自身で保証履行関 連の現金受取を行うことができる。保証履行後、域 内債務者は本規定の要求に照らして外債登記手続き を行わなければならない。

第七条 域内機構がその他形式クロスボーダー保証 を提供或いは受ける時、関連外貨管理規定に合致し なければならない。

第二章 内保外貸

第八条 保証人が内保外貸業務を行う時、国家法律 法規や各業界主管部門規定、外貨管理規定を遵守す るという前提の下、自身で内保外貸契約を締結でき る。

第九条 保証人は内保外貸契約締結後、以下規定に 照らして内保外貸登記を行わなければならない。 保証人が銀行の場合、保証人はデータインターフェ イスプログラム或いはその他方式を通じて外管局へ

内保外貸業務の関連データを送付する。

保証人が非銀行金融機構或いは企業(以下略称、非銀行機構)の場合、保証契約締結後15営業日以内に所在地の外管局で内保外貸契約締結の登記手続きを行わなければならない。保証契約の主要条項に変更が生じた場合、内保外貸契約の変更登記手続きを行わなければならない。

外管局は真実・合法性の原則に照らして非銀行機構 保証人の登記申請に対して手順に沿った審査を実施 し、登記手続きを行う。

第十条 銀行や非銀行機構は、保証人として内保外貸を行う場合、各業界主管部門規定に照らして、相応の保証業務経営資格を有しなければならない。



第十一条 内保外贷项下资金用途应当符合以 下规定:

- (一)内保外贷项下资金仅用于债务人正常经营范围内的相关支出,不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易,不得虚构贸易背景进行套利,或进行其他形式的投机性交易。
- (二)未经外汇局批准,债务人不得通过向境内进行借贷、股权投资或证券投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。

第十二条 担保人办理内保外贷业务时,应对债务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进行审核,对是否符合境内外相关法律法规进行尽职调查,并以适当方式监督债务人按照其申明的用途使用担保项下资金。

第十三条 内保外贷项下担保人付款责任到期、 债务人清偿担保项下债务或发生担保履约后,担 保人应办理内保外贷登记注销手续。

第十四条 如发生内保外贷履约,担保人为银行的,可自行办理担保履约项下对外支付。

担保人为非银行机构的,可凭担保登记文件直接 到银行办理担保履约项下购汇及对外支付。在境 外债务人偿清因担保人履约而对境内担保人承 担的债务之前,未经外汇局批准,担保人须暂停 签订新的内保外贷合同。

第十五条 内保外贷业务发生担保履约的,成为对外债权人的境内担保人或反担保人应当按规 定办理对外债权登记手续。 第十一条 内保外貸項目下の資金使途は以下規定に 合致しなければならない。

- (一) 内保外貸項目下の資金は債務者の正常な経営 範囲内の関連支出にのみ用い、債務者が従事する経 営範囲以外の関連取引を支持することに用いてはな らず、架空取引を背景とした鞘取り或いはその他投 機性取引を行ってはならない。
- (二)外管局の批准を経ずに、債務者は域内に貸借 や持分投資、証券投資等の方式を通じて保証項目下 の資金を直接的或いは間接的に域内に還流し使用し てはならない。

第十二条 保証人は内保外貸業務を行う時、債務者の主体資格や保証項目下の資金使途、予定返済資金の出所、保証履行の可能性及び関連取引背景に対して審査を行い、域内外関連法律法規に合致するかどうかを真剣に調査し、適切な方式でその説明使途に照らして債務者が保証項目下の資金を使用したか監督しなければならない。

第十三条 内保外貸項目下において保証人の支払責任の期日が到来した場合、債務者保証項目下の債務を完済した場合或いは保証履行が発生した後、保証人は外管局で内保外貸登記抹消手続きを行わなければならない。

第十四条 内保外貸の履行が発生し、保証人が銀行である場合、保証人は自身で保証履行項目下の対外支払いを行うことができる。

保証人が非銀行機構の場合、保証人は保証登記文書に基づいて直接銀行で保証履行項目下の人民元の外貨転と対外支払いを行うことができる。域外債務者が域内保証人の保証履行に起因し且つ域内保証人に対して負担する債務を完済するまでの間、保証人は新たな内保外貸契約の締結を一時的に停止しなければならない。

第十五条 内保外貸業務に保証履行が発生した場合、対外債権者となった域内保証人或いは裏保証人は規定に照らして対外債権登記手続きを行わなけれ



第十六条 境内个人可作为担保人并参照非银 行机构办理内保外贷业务。

第三章 外保内贷

第十七条 境内非金融机构从境内金融机构借用贷款或获得授信额度,在同时满足以下条件的前提下,可以接受境外机构或个人提供的担保,并自行签订外保内贷合同:

- (一)债务人为在境内注册经营的非金融机构;
- (二)债权人为在境内注册经营的金融机构;
- (三)担保标的为金融机构提供的本外币贷款 (不包括委托贷款)或有约束力的授信额度;
- (四)担保形式符合境内、外法律法规。

未经批准,境内机构不得超出上述范围办理外保内贷业务。

第十八条 境内债务人从事外保内贷业务,由发 放贷款或提供授信额度的境内金融机构向外汇 局集中报送外保内贷业务相关数据。

第十九条 外保内贷业务发生担保履约的,在境内债务人偿清其对境外担保人的债务之前,未经外汇局批准,境内债务人应暂停签订新的外保内贷合同;已经签订外保内贷合同但尚未提款或尚未全部提款的,未经所在地外汇局批准,境内债务人应暂停办理新的提款。

境内债务人因外保内贷项下担保履约形成的对 外负债,其未偿本金余额不得超过其上年度末经 审计的净资产数额。

境内债务人向债权人申请办理外保内贷业务时, 应真实、完整地向债权人提供其已办理外保内贷 业务的债务违约、外债登记及债务清偿情况。 ばならない。

第十六条 域内個人は保証人として非銀行機構の内保外貸業務処理を参考にできる。

第三章 外保内貸

第十七条 域内非金融機構は域内金融機構から貸付を受け或いは与信枠を取得し、同時に以下条件を満たすという前提の下で、域外機構或いは個人が提供した保証を受け入れ、自身で外保内貸契約を締結できる。

- (一)債務者が域内で登記経営している非金融機構である;
- (二)債権者が域内で登記経営している金融機構である;
- (三)保証対象は金融機構が提供した人民元・外貨 ローン(委託貸付を含まない)或いはコミットされ た与信枠である;
- (四)保証形式は域内外の法律法規に合致する。 批准を経ずに、域内機構は上述範囲を超える外保内 貸業務を行ってはならない。

第十八条 域内債務者が外保内貸業務に従事する 時、貸付或いは与信枠を提供する域内金融機構を通 して外管局へ外保内貸業務関連データを集中報告す る。

第十九条 外保内貸業務に保証履行が発生し、域内 債務者はその域外保証人に対する債務を完済する前 で、外管局の批准を経ていない場合、域内債務者は 新たな外保内貸契約の締結を一時的に停止しなけれ ばならない。既に締結した外保内貸契約があるが一 部或いは全部をドローダウンしておらず、所在地外 管局の批准を経ていない場合、域内債務者は新たな ドローダウンを一時的に停止しなければならない。 外保内貸項目下の保証履行により域内債務者が対外 負債を抱えた時、その未返済金額は前年度末財務監 査報告書の純資産金額を超えてはならない。

域内債務者が債権者へ外保内貸業務を申請する時、 その外保内貸業務の債務違約や外債登記及び債務返 第二十条 外保内贷业务发生境外担保履约的,境内债务人应到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案手续。外汇局在外债签约登记环节对债务人外保内贷业务的合规性进行事后核查。

第四章 物权担保的外汇管理 第二十一条 外汇局不对担保当事各方设定担 保物权的合法性进行审查。担保当事各方应自行 确认担保合同内容符合境内外相关法律法规和 行业主管部门的规定。

第二十二条 担保人与债权人之间因提供抵押、 质押等物权担保而产生的跨境收支和交易事项, 已存在限制或程序性外汇管理规定的,应当符合 规定。

第二十三条 当担保人与债权人分属境内、境外,或担保物权登记地(或财产所在地、收益来源地)与担保人、债权人的任意一方分属境内、境外时,境内担保人或境内债权人应按下列规定办理相关外汇管理手续:

- (一)当担保人、债权人注册地或担保物权登记 地(或财产所在地、收益来源地)至少有两项分 属境内外时,担保人实现担保物权的方式应当符 合相关法律规定。
- (二)除另有明确规定外,担保人或债权人申请 汇出或收取担保财产处置收益时,可直接向境内 银行提出申请;在银行审核担保履约真实性、合 规性并留存必要材料后,担保人或债权人可以办 理相关购汇、结汇和跨境收支。
- (三)相关担保财产所有权在担保人、债权人之间发生转让,按规定需要办理跨境投资外汇登记的,当事人应办理相关登记或变更手续。

済の状況を真実・完全性をもって債権者へ提供しな ければならない。

第二十条 外保内貸業務に域外保証履行が発生した場合、域内債務者は所在地の外管局で短期外債契約締結登記及び関連情報備案(届出)を行わなければならない。外管局は外債契約締結登記の一環として債務者の外保内貸業務に対して合法性について事後審査を行う。

第四章 保証物権の外貨管理

第二十一条 外管局は保証当事者が設定した保証物権の合法性に対しては審査を行わない。保証人当事者は自身で保証契約内容が域内外関連法律法規と各業界主管部門規定に合致しているか確認しなければならない。

第二十二条 抵当・担保等の保証物権提供に因り保証人と債権者間に発生するクロスボーダー受払いと取引事項について、外貨管理規定に既に制限或いは手続きが存在する場合、その規定に合致しなければならない。

第二十三条 保証人と債権者が域内・域外に分かれ て所属する、或いは保証物権登記地(或いは財産所 在地、収益発生地)と保証人・債権者の任意の一方 が域内・域外に分かれて所属する時、域内保証人或 いは域内債権者は下記規定に基づき関連外貨管理手 続きを行わなければならない。

- (一) 保証人と債権者の登記地或いは保証物権登記 地(或いは財産所在地、収益発生地)の少なくとも 2 つが域内外に分かれて所属する時、保証人が担保 物権を実現する方式は関連法律規定に合致しなけれ ばならない。
- (二)他に明確な規定がある場合を除き、保証人或いは債権者が保証財産処分収益を支払う或いは取得の申請をする時、直接域内銀行にて申請することができる。銀行で保証履行の真実・合法性を審査し必要材料を保存した後、保証人或いは債権者は関連の外貨転と人民元転、クロスボーダー受払いを行うこ

とができる。

(三)保証人と債権者間に関連保証財産所有権の譲渡が発生し、規定に基づきクロスボーダー投資外貨管理が必要な場合、当事者は関連登記或いは変更手続きを行わなければならない。

第二十四条 担保人为第三方债务人向债权人 提供物权担保,构成内保外贷或外保内贷的,应 当按照内保外贷或外保内贷相关规定办理担保 登记手续,并遵守相关规定。

经外汇局登记的物权担保因任何原因而未合法 设立,担保人应到外汇局注销相关登记。 第二十四条 保証人が第三者債務者として債権者に 保証物権を提供し、内保外貸或いは外保内貸を構成 する場合、内保外貸或いは外保内貸の関連規定に照 らして保証登記手続きが行われ、関連規定を遵守し なければならない。

外管局の登記を経た保証物権が如何なる原因によっても合法的に成立されていない時、保証人は外管局で関連登記を抹消しなければならない。

第五章 附则

第二十五条 境内机构提供或接受除内保外贷和外保内贷以外的其他形式跨境担保,在符合境内外法律法规和本规定的前提下,可自行签订跨境担保合同。除外汇局另有明确规定外,担保人、债务人不需要就其他形式跨境担保到外汇局办理登记或备案。

境内机构办理其他形式跨境担保,可自行办理担保履约。担保项下对外债权债务需要事前审批或核准,或因担保履约发生对外债权债务变动的,应按规定办理相关审批或登记手续。

第五章 付則

第二十五条 域内機構が内保外貸と外保内貸以外の その他形式クロスボーダー保証を提供或いは受ける 時、域内外の法律法規と本規定に合致するという前 提の下、自身でクロスボーダー保証契約を締結する ことができる。外管局の明確な規定がある場合を除 き、保証人や債務者はその他形式クロスボーダー保 証について外管局で登記或いは備案を行わなくてよ い。

域内機構がその他形式クロスボーダー保証を行う時、自身で保証履行できる。保証項目下の対外債権債務で事前に審査批准或いは核準(認可)が必要、或いは保証履行に因って対外債権債務が変動する場合は、規定に基づき関連審査批准或いは登記手続きを行わなければならない。

第二十六条 境内债务人对外支付担保费,可按 照服务贸易外汇管理有关规定直接向银行申请 办理。

第二十七条 担保人、债务人不得在明知或者应 知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担 保合同。 第二十六条 域内債務者が保証料を対外支払いする 時、サービス貿易外貨管理関連規定に照らして直接 銀行へ申請することができる。

第二十七条 保証人と債務者は保証履行義務の発生 を明らかに知っている或いは当然知りうるべき状況 下において、クロスボーダー保証契約を締結しては ならない。



第二十八条 担保人、债务人、债权人向境内银行申请办理与跨境担保相关的购付汇或收结汇业务时,境内银行应当对跨境担保交易的背景进行尽职审查,以确定该担保合同符合中国法律法规和本规定。

第二十九条 外汇局对跨境担保合同的核准、登记或备案情况以及本规定明确的其他管理事项与管理要求,不构成跨境担保合同的生效要件。

第三十条 外汇局定期分析内保外贷和外保内 贷整体情况,密切关注跨境担保对国际收支的影响。

第三十一条 外汇局对境内机构跨境担保业务进行核查和检查,担保当事各方、境内银行应按照外汇局要求提供相关资料。对未按本规定及相关规定办理跨境担保业务的,外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》进行处罚。

第三十二条 国家外汇管理局可出于保障国际 收支平衡的目的,对跨境担保管理方式适时进行 调整。

第三十三条 本规定由国家外汇管理局负责解 释。

附件2

跨境担保外汇管理操作指引

第一部分 内保外贷外汇管理 一、担保人办理内保外贷业务,在遵守国家法律 法规、行业主管部门规定及外汇管理规定的前提 下,可自行签订内保外贷合同。 第二十八条 保証人と債務者、債権者は域内銀行に 対してクロスボーダー保証関連の人民元転、外貨転 及び受払い業務を申請する時、域内銀行はクロス ボーダー保証取引背景に対してデューデリジェンス を行い、当該保証契約が中国法律法規と本規定に合 致していることを確認しなければならない。

第二十九条 外管局が行うクロスボーダー保証契約 の核準、登記或いは備案状況及び本規定で明確にし ているその他管理事項と管理要求は、クロスボー ダー保証契約の有効要件を構成するものではない。

第三十条 外管局は内保外貸と外保内貸の全体状況 について定期的に分析し、クロスボーダー保証の国 際収支への影響にきめ細かく注意を払う。

第三十一条 外管局は域内機構のクロスボーダー保証業務に対して照合確認と検査を行い、保証当事者と域内銀行は外管局の要求に照らして関連資料を提出しなければならない。本規定および関連規定に基づいてクロスボーダー保証業務を行っていない場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき処罰を行う。

第三十二条 国家外貨管理局は国際収支均衡を保障 する目的に基づき、クロスボーダー保証管理方式に 対して適時に調整できる。

第三十三条 本規定は国家外貨管理局が解釈に責任 を負う。

添付資料 2

クロスボーダー保証外貨管理操作手引き

第一部分 内保外貸外貨管理

一、保証人が内保外貸業務を行う時、国家の法律法規、各業界主管部門規定及び外貨管理規定を遵守するという前提の下、自ら内保外貸契約を締結することができる。



二、内保外贷登记

担保人签订内保外贷合同后,应按以下规定办理内保外贷登记:

- (一)担保人为银行的,由担保人通过数据接口程序或其他方式向外汇局资本项目信息系统报送内保外贷相关数据。
- (二)担保人为非银行金融机构或企业(以下简称为非银行机构)的,应在签订担保合同后 15个工作日内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续。担保合同或担保项下债务合同主要条款发生变更的(包括债务合同展期以及债务或担保金额、债务或担保期限、债权人等发生变更),应当在 15 个工作日内办理内保外贷变更登记手续。
- 1、非银行机构到外汇局办理内保外贷签约登记时,应提供以下材料:
- (1) 关于办理内保外贷签约登记的书面申请报告(内容包括公司基本情况、已办理且未了结的各项跨境担保余额、本次担保交易内容要点、预计还款资金来源、其他需要说明的事项。有共同担保人的,应在申请报告中说明);
- (2)担保合同和担保项下主债务合同(合同文本内容较多的,提供合同简明条款并加盖印章; 合同为外文的,须提供中文翻译件并加盖印章);
- (3) 外汇局根据本规定认为需要补充的相关证明材料(如发改委、商务部门关于境外投资项目的批准文件、办理变更登记时需要提供的变更材料等)。
- 2、外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核,并为其办理登记手续。外汇局对担保合同的真实性、商业合理性、合规性及履约倾向存在疑问的,有权要求担保人作出书面解释。外汇局按照合理商业标准和相关法规,认为担保人解释明显不成立的,可以决定不受理登记申请,并向申请人书面说明原因。

担保人未在规定期限内到外汇局办理担保登记的,如能说明合理原因,且担保人提出登记申请时尚未出现担保履约意向的,外汇局可按正常程序为其办理补登记;不能说明合理原因的,外汇

二、内保外貸の登記

保証人は内保外貸の契約締結後、以下規定に基づき 内保外貸登記を行わなければならない。

- (一)保証人が銀行の場合、保証人はデータインターフェイスプログラム或いはまたは他の方式を通じて、外管局資本項目情報システムへ内保外貸関連データを報告する。
- (二)保証人が非銀行金融機構或いは企業(以下略称、非銀行機構)の場合、保証契約締結後15営業日以内に所在地外管局で内保外貸登記手続きを行わなければならない。保証契約或いは保証項目下の債務契約の主要条項に変更が生じた場合(債務契約の延長及び債務或いは保証金額、債務或いは保証期限、債権者等の変更を含む)、15営業日以内に内保外貸変更登記手続きを行わなくてはならない。
- 1、非銀行機構が外管局で内保外貸契約締結登記を行う時、以下材料を提出しなければならない。
- (1) 内保外貸契約締結登記に関する書面申請報告 (内容に会社の基本状況、処理済だが未完了の各クロスボーダー保証残高、今回の保証取引の内容要点、 予定返済資金の出所、その他説明が必要な事項を含む。連帯保証人がいる場合は申請報告の中で説明しなければならない);
- (2) 保証契約と保証項目下の主債務契約(契約書の 内容が比較的多い場合、契約の条件概要に捺印した 資料を提出。契約書が外国語の場合、捺印した中国 語訳資料の提出が必須);
- (3)外管局が本規定に従い補充する必要があると認 定した関係証明材料(例えば、発展改革委員会と商 務部門の域外投資項目に関する批准文書や変更登記 時に提出が必要な変更材料等);
- 2、外管局は真実・合法性の原則に照らして非銀行機構保証人の登記申請に対して手順に沿った審査を行い、その登記手続きを行う。外管局は保証契約の真実性、商業合理性、合法性及び履行傾向に疑問がある場合、保証人に書面で釈明するよう要求する権利を持つ。外管局は合理的な商業基準と関連法規に照らして、保証人の釈明が明らかに成り立っていないと認識した場合、登記申請を受理しないという決定を下すことができ、申請人へ書面で原因を説明する。

局可按未及时办理担保登记进行处理,在移交外 汇检查部门后再为其办理补登记手续。

- 3、非金融机构可以向外汇局申请参照金融机构 通过资本项目系统报送内保外贷数据。
- 4、同一内保外贷业务下存在多个境内担保人的,可自行约定其中一个担保人到所在地外汇局办理登记手续。外汇局在办理内保外贷登记时,应在备注栏中注明其他担保人。

三、金融机构作为担保人提供内保外贷,按照行业主管部门规定,应具有相应担保业务经营资格。以境内分支机构名义提供的担保,应当获得总行或总部授权。

四、内保外贷项下资金用途应当符合以下规定:

- (一)內保外贷项下资金仅用于债务人正常经营范围内的相关支出,不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易,不得虚构贸易背景进行套利,或进行其他形式的投机性交易。
- (二)未经外汇局批准,债务人不得通过向境内进行借贷、股权投资或证券投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。

担保项下资金不得用于境外机构或个人向境内 机构或个人进行直接或间接的股权、债权投资, 包括但不限于以下行为:

- 1、债务人使用担保项下资金直接或间接向在境内注册的机构进行股权或债权投资。
- 2、担保项下资金直接或间接用于获得境外标的 公司的股权,且标的公司 50%以上资产在境内 的。
- 3、担保项下资金用于偿还债务人自身或境外其 他公司承担的债务,而原融资资金曾以股权或债

保証人が規定期限内に外管局で保証登記を行わなかった場合、合理的な原因を説明でき、且つ保証人の登記申請提出時にまだ保証履行の意向が示されていない場合、外管局は正常な手続きに基づき補充登記できる。合理的な原因を説明できない場合、外管局は保証登記の遅滞として処理を行い、外貨検査部門に引き渡した後再度その補充登記手続きを行う。 3、非金融機構は金融機構を参照して資本項目システムを通じて内保外貸データを外管局へ報告申請できる。

4、同一内保外貸業務において複数の域内保証人が存在する場合、自らその内の一人の保証人を定め所在地外管局で登記手続きを行える。外管局が内保外貸登記を行う時、注釈欄にその他保証人を明記しなければならない。

三、金融機構が保証人として内保外貸を提供する時、 各業界主管部門の規定を参照し、相応の保証業務経 営資格を有しなければならない。域内分支機構名義 で保証を提供する時、総行或いは総部の授権を得な ければならない。

四、内保外貸項目下の資金使途は以下規定に合致しなければならない。

- (一) 内保外貸項目下の資金は債務者の正常な経営 範囲内の関連支出にのみ用い、債務者が従事する正 常な経営範囲以外の関連取引を支持することに用い てはならず、架空取引を背景とした鞘取り或いはそ の他投機性取引を行ってはならない。
- (二)外管局の批准を経ずに、債務人は域内へ貸借 や持分投資或いは証券投資等の方式を通じて保証項 目下の資金を直接或いは間接的に域内に還流し使用 してはならない。

保証項目下の資金は、域外機構或いは個人が域内機構或いは個人に直接或いは間接的に持分や債権投資に使用してはならない。これは以下の行為を含むがそれに限らない。

1、債務者が保証項目下の資金を使用して直接或いは 間接的に域内で登録された機構に持分或いは債権投 資を行う



权形式直接或间接调回境内的。

- 4、债务人使用担保项下资金向境内机构预付货物或服务贸易款项,且付款时间相对于提供货物或服务的提前时间超过 1 年、预付款金额超过100万美元及买卖合同总价30%的(出口大型成套设备或承包服务时,可将已完成工作量视同交货)。
- (三)内保外贷合同项下发生以下类型特殊交易时,应符合以下规定:
- 1、内保外贷项下担保责任为境外债务人债券发行项下还款义务时,境外债务人应由境内机构直接或间接持股,且境外债券发行收入应用于与境内机构存在股权关联的境外投资项目,且相关境外机构或项目已经按照规定获得国内境外投资主管部门的核准、登记、备案或确认;
- 2、内保外贷合同项下融资资金用于直接或间接 获得对境外其他机构的股权(包括新建境外企 业、收购境外企业股权和向境外企业增资)或债 权时,该投资行为应当符合国内相关部门有关境 外投资的规定;
- 3、内保外贷合同项下义务为境外机构衍生交易项下支付义务时,债务人从事衍生交易应当以止损保值为目的,符合其主营业务范围且经过股东适当授权。

- 2、保証項目下の資金が直接或いは間接的に域外対象 会社の持分取得に用いられ、且つ対象会社の50%以 上の資産が域内にある
- 3、保証項目下の資金が債務者自身或いは域外その他会社の負担債務返済に使用され、原融資資金が既に持分或いは債権の形で直接あるいは間接的に域内に環流している
- 4、債務者が保証項目下の資金を使用して域内機構に 貨物或いはサービス貿易代金を前払いし、且つ支払 日が貨物或いはサービスが提供される日より1年超 早く、前払金額が100万米ドル及び売買契約総額の 30%を超過している(輸出大型セット設備或いは請 負サービスの時、既に完成した分は納品したものと 見做す)
- (三)内保外貸契約項目下における以下タイプの特別な取引発生時は以下規定に合致しなければならない。
- 1、内保外貸項目下の保証責任が域外債務者の債券発行項目下の返済義務となる時、域外債務者は域内機構へ直接或いは間接的に持分支配権を保有し、且つ域外債券発行収入を域内機構と持分関連が存在する域外投資項目に用い、且つ関連域外機構或いはプロジェクトが規定に照らして国内域外投資主管部門の核準、登記、備案或いは確認を既に得ている。
- 2、内保外貸契約項目下の融資資金は直接或いは間接 的に域外その他機構の持分(新設域外会社、域外企 業持分の買取と域外企業への増資を含む)或いは債 権取得に使用する時、当該投資行為は国内関連部門 の関連域外投資規定に合致しなければならない。
- 3、内保外貸契約項目下の義務が域外機構デリバティブ取引下の支払義務となる時、債務人が従事しているデリバティブ取引はロスカットとヘッジを目的とし、その主要業務範囲に合致し株主の適切な授権を経ていなければならない。

五、内保外贷注销登记

内保外贷项下债务人还清担保项下债务、担保人 付款责任到期或发生担保履约后,担保人应办理 内保外贷登记注销手续。其中,银行可通过数据 接口程序或其他方式向外汇局资本项目系统报

五、内保外貸の登記抹消

内保外貸項目下の債務者は保証項目下の債務を完済 し、保証人の支払責任期限が到来する或いは保証履 行が発生した後、保証人は内保外貸登記抹消手続き を行わなければならない。その中で、銀行はデータ 2014年5月27日第99期



送内保外贷更新数据; 非银行机构应在 15 个工作日内到外汇局申请注销相关登记。

六、担保履约

(一)银行发生内保外贷担保履约的,可自行办理担保履约项下对外支付,其担保履约资金可以来源于自身向反担保人提供的外汇垫款、反担保人以外汇或人民币形式交存的保证金,或反担保人支付的其他款项。反担保人可凭担保履约证明文件直接办理购汇或支付手续。

(二)非银行机构发生担保履约的,可凭加盖外 汇局印章的担保登记文件直接到银行办理担保 履约项下购汇及对外支付。在办理国际收支间接 申报时,须填写该笔担保登记时取得的业务编 号。

非银行机构发生内保外贷履约的,在境外债务人 偿清境内担保人承担的债务之前(因债务人破 产、清算等原因导致其无法清偿债务的除外), 未经外汇局批准,担保人必须暂停签订新的内保 外贷合同。

(三)非银行机构提供内保外贷后未办理登记但需要办理担保履约的,担保人须先向外汇局申请办理内保外贷补登记,然后凭补登记文件到银行办理担保履约手续。外汇局在办理补登记前,应先移交外汇检查部门。

七、对外债权登记

(一)内保外贷发生担保履约的,成为对外债权 人的境内担保人或境内反担保人,应办理对外债 权登记。

对外债权人为银行的,通过资本项目信息系统报送对外债权相关信息。债权人为非银行机构的,应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记,并按规定办理与对外债权相关的变更、注销手续。

インターフェイスプログラム或いはその他方式を通じて外管局の資本項目システムへ内保外貸更新データを送信できる。非銀行機構は15営業日以内に外管局へ抹消関連登記を申請しなければならない。

六、保証履行

(一)銀行は内保外貸保証履行が発生した場合、自身で保証履行項目下の対外支払を行う事ができ、その保証履行資金の出所としては、自身が裏保証人に提供する外貨立替金、裏保証人が外貨或いは人民元の形式で預ける保証金、或いは裏保証人が支払うその他資金がある。裏保証人は保証履行証明文書を以って直接人民元の外貨転或いは支払手続きを行える。

(二) 非銀行機構に保証履行が発生した場合、外管局が捺印した保証登記文書を以って直接銀行で保証履行項目下の人民元の外貨転及び対外支払を行える。

非銀行機構に内保外貸履行が発生した際、域外債務 者が域内保証人が承諾した債務を完済していない場 合(債務者の破産や清算等の原因により債務清算手 法が無い場合を除く)、保証人は外管局の批准を経ず に新しい内保外貸契約の締結を一時的に停止しなけ ればならない。

(三)非銀行機構が内保外貸を提供した後、登記を 行っていないが保証履行が必要になった場合、保証 人はまず外管局へ内保外貸補充登記の申請を出して から、補充登記文書を以って銀行で保証履行手続き を行わなければならない。外管局は補充登記前に、 まず外貨検査部門に引き渡さなければならない。

七、対外債権の登記

(一) 内保外貸に保証履行が発生した場合、対外債権者となった域内保証人或いは域内裏保証人は、対外債権登記を行わなければならない。

対外債権人が銀行の場合、資本項目情報システムを 通じて対外債権関連情報を報告する。債権人が非銀 行機構の場合、保証履行後 15 営業日以内に所在地の 外管局で対外債権登記を行い、規定に基づき対外債 権関連の変更や抹消手続きを行わなければならな



(二)对外债权人为银行时,担保项下债务人(或 反担保人)主动履行对担保人还款义务的,债务 人(或反担保人)、担保人可自行办理各自的付 款、收款手续。债务人(或反担保人)由于各种 原因不能主动履行付款义务的,担保人以合法手 段从债务人(或反担保人)清收的资金,其币种 与原担保履约币种不一致的,担保人可自行代债 务人(或反担保人)办理相关汇兑手续。

(三)对外债权人为非银行机构时,其向债务人 追偿所得资金为外汇的,在向银行说明资金来 源、银行确认境内担保人已按照相关规定办理对 外债权登记后可以办理结汇。

八、其他规定

- (一)担保人办理内保外贷业务时,应对债务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进行审核,对是否符合境内、外相关法律法规进行尽职调查,并以适当方式监督债务人按照其申明的用途使用担保项下资金。
- (二)境内个人作为担保人,可参照境内非银行 机构办理内保外贷业务。
- (三)境内机构为境外机构(债务人)向其境外担保人提供的反担保,按内保外贷进行管理,提供反担保的境内机构须遵守本规定。境内机构按内保外贷规定为境外机构(债务人)提供担保时,其他境内机构为债务人向提供内保外贷的境内机构提供反担保,不按内保外贷进行管理,但需符合相关外汇管理规定。
- (四)担保人对担保责任上限无法进行合理预计的内保外贷,如境内企业出具的不明确赔偿金额上限的项目完工责任担保,可以不办理登记,但经外汇局核准后可以办理担保履约手续。

V10

- (二)対外債権者が銀行の場合、保証項目下の債務者(或いは裏保証人)が主体的に保証人に対する返済義務を履行する時、債務者(或いは裏保証人)や保証人は自身で各自の支払、受取手続きを行うことができる。債務者(或いは裏保証人)が各種原因により主体的に支払義務を履行できない時、保証人は合法手段により債務者(或いは裏保証人)から資金を集め、その貨幣種類と原保証履行貨幣が一致しない場合、保証人は自身で債務者(或いは裏保証人)に代わって関連為替手続きを行うことができる。
- (三)対外債権者が非銀行機構の時、その債権者が 債務者に返済を求め、取得した資金が外貨の場合、 銀行に資金の出所を説明し、銀行は域内保証人が既 に関係規定に照らして対外債権登記を行った事を確 認した後に、人民元転を行える。

八、その他規定

- (一)保証人が内保外貸業務を行う時、債務者の主体資格や保証項目下の資金使途、予定返済資金の出所、保証履行の可能性及び関連取引背景に対して審査を行い、域内外関連法律法規に合致するかどうかを真剣に調査し、適切な方式で債務者がその説明使途に照らして保証項目下の資金を使用したかを監督する。
- (二)域内個人は保証人として非銀行機構の内保外 貸業務を参照できる。
- (三)域内機構が域外機構(債務者)のためにその域外保証人へ提供した裏保証は、内保外貸の管理に基づき、裏保証を提供した域内機構は本規定を遵守しなければならない。域内機構が内保外貸規定に基づき域外機構(債務者)のために保証を提供した時、その他域内機構は債務者のために内保外貸を提供した域内機構へ裏保証を提供し、内保外貸管理には基づかないが、関連外貨管理規定に合致しなければならない。
- (四)保証人が保証責任上限を合理的に予想できない内保外貸について、例えば域内企業が発行した賠償金額上限が不明確なプロジェクトの完工責任保証は登記を行わなくてよいが、外管局の核準を経た後

2014年5月27日第99期



第二部分 外保内贷外汇管理

- 一、境内非金融机构从境内金融机构借用贷款或获得授信额度,在同时满足以下条件的前提下,可以接受境外机构或个人提供的担保,并自行签订外保内贷合同:
- (一)债务人为在境内注册经营的非金融机构;
- (二)债权人为在境内注册经营的金融机构;
- (三)担保标的为本外币贷款(不包括委托贷款) 或有约束力的授信额度;
- (四)担保形式符合境内、外法律法规。 未经批准,境内机构不得超出上述范围办理外保 内贷业务。
- 二、境内债务人从事外保内贷业务,由发放贷款 或提供授信额度的境内金融机构向外汇局的资 本项目系统集中报送外保内贷业务数据。
- 三、发生外保内贷履约的,金融机构可直接与境外扣保人办理扣保履约收款。

境内债务人从事外保内贷业务发生担保履约的, 在境内债务人偿清其对境外担保人的债务之前, 未经外汇局批准,境内债务人应暂停签订新的外 保内贷合同;已经签订外保内贷合同但尚未提款 或全部提款的,未经所在地外汇局批准,应暂停 办理新的提款。

境内债务人因外保内贷项下担保履约形成的对外负债,其未偿本金余额不得超过其上年度末经审计的净资产数额。超出上述限额的,须占用其自身的外债额度;外债额度仍然不够的,按未经批准擅自对外借款进行处理。

境内非银行金融机构为债权人,发生境外担保人 履约的,境内非银行金融机构在办理国际收支间 接申报时,应在申报单上填写该笔外保内贷登记 时取得的业务编号。

境内债务人向债权人申请办理外保内贷业务时,

に保証履行手続きを行える。

第二部分 外保内貸外貨管理

- 一、域内非金融機構が域内金融機関から貸付を受け或いは与信枠を取得し、同時に以下条件を満たすという前提の下で、域外機構或いは個人が提供した保証を受け入れ、自身で外保内貸契約を締結できる。
- (一)債務者が域内で登記経営している非金融機構である;
- (二)債権者が域内で登記経営している金融機構である;
- (三)保証対象が人民元・外貨ローン(委託貸付を 含まない)或いは拘束力のある与信枠である;
- (四)保証形式が域内外の法律法規に合致する。 域内機構は、批准を経ずに上述の範囲を超える外保 内貸の業務を行ってはならない。
- 二、域内債務者が外保内貸業務に従事する時、貸付 或いは与信枠を提供する域内金融機構は外管局の資 本項目システムへ外保内貸業務データを集中報告す る。
- 三、外保内貸履行が発生した場合、金融機構は直接域外保証人と保証履行受け入れを行える。

域内債務者が従事する外保内貸業務に保証履行が発生した際、域内債務者が域外保証人の債務完済前で外管局の批准を経ていない場合、域内債務者は新たな外保内貸契約の締結を一時的に停止しなければならない。既に締結した外保内貸契約があるが一部或いは全部をドローダウンしておらず、外管局の批准を経ていない場合、新たなドローダウンを一時的に停止しなければならない。

国内債務者は外保内貸項目下の保証履行により形成 された対外負債について、未返済の元金残高がその 前年度末の監査済みの純資産金額を超えてはならな い。上述の限度額を超えた場合は、国内債務者自身 の外債限度額を占めることになる。外債限度額が依 然不足している場合、批准を経ていない無断の対外 借入として処理する。

域内非銀行金融機構を債務者として域外保証履行が

应向债权人真实、完整地提供其已办理外保内贷业务的债务违约、外债登记及债务清偿情况。

発生した場合、域内非銀行金融機構が国際収支間接申告を行う時、申告表上に当該外保内貸登記時に取得した業務コードを入力しなければならない。域内債務者が債権者へ外保内貸業務を申請する時、既に対応した外保内貸業務の債務違反や外債登記及び債務返済状況について真実で完全な情報を債権者へ提供しなければならない。

四、外保内贷业务发生境外担保履约的,境内债务人应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇局办理短期外债签约登记及相关信息备案。外汇局在外债签约登记环节对债务人外保内贷业务的合规性进行事后核查。发现违规的,在将违规行为移交外汇检查部门后,外汇局可为其办理外债登记手续。

因境外担保履约而申请办理外债登记的,债务人 应当向外汇局提供以下材料:

- (一)关于办理外债签约登记的书面申请报告 (内容包括公司基本情况、外保内贷业务逐笔和 汇总情况、本次担保履约情况及其他需要说明的 事项)。
- (二)担保合同复印件和担保履约证明文件(合同文本内容较多的,提供合同简明条款并加盖印章;合同为外文的,须提供中文翻译件并加盖债务人印章)。
- (三)外商投资企业应提供批准证书、营业执照 等文件,中资企业应提供营业执照。
- (四) 上年度末经审计的债务人财务报表。
- (五)外汇局为核查外保内贷业务合规性、真实性而可能要求提供的其他材料(如境外债权人注册文件或个人身份证件)。

五、金融机构办理外保内贷履约,如担保履约资金与担保项下债务提款币种不一致而需要办理结汇或购汇的,应当向外汇局提出申请。金融机构办理境外担保履约款结汇(或购汇)业务,由其分行或总行汇总自身及下属分支机构的担保履约款结汇(或购汇)申请后,向其所在地外汇

四、外保内貸業務に域外保証履行が発生した場合、域内債務者は保証履行後 15 営業日以内に所在地の外管局で短期外債の契約締結登記及び関係情報備案を行わなければならない。外管局は外債の契約締結登記の一環として債務者の外保内貸業務の合法性について事後検査を行う。違反を発見した場合、違反行為を外貨検査部門に引き渡した後、外管局は外債登記手続きを行える。

域外保証履行により外債登記を申請する場合、債務 者は外管局に以下資料を提出しなければならない。

- (一) 外債契約締結登記を行う書面申請報告(内容は会社の基本情報、外保内貸業務と為替状況、今回の保証履行状況及びその他説明が必要な事項を含む)
- (二)保証契約のコピーと保証履行証明文書(契約書の内容が比較的多い場合、契約の条件概要に捺印した資料を提出。契約書が外国語の場合、中国語訳に債務者印を押下した資料の提出が必須)
- (三)外商投資企業は批准証書と営業許可書を、中 資企業は営業許可書を提出しなければならない
 - (四) 前年度末の監査済み債務者財務諸表
- (五)外管局が外保内貸業務の合法・真実性を検査 するために提出を要求する可能性のあるその他資料 (例えば域外債権者の登記書類或いは本人確認証明 書)

五、金融機構が外保内貸を履行する時、保証履行資金と保証項目下の債務通貨が一致せず外貨転或いは人民元転が必要な場合、外管局に申請を提出しなければならない。金融機構は域外保証履行資金の人民元転(或いは外貨転)業務を行い、その支店或いは本部は自身及び下級分支機構の保証履行資金の人民

2014年5月27日第99期



局集中提出申请。

金融机构提出的境外担保履约款结汇(或购汇)申请,由外汇局资本项目管理部门受理。金融机构作为债权人签订贷款担保合同时无违规行为的,外汇局可批准其担保履约款结汇(或购汇)。若金融机构违规行为属于未办理债权人集中登记等程序性违规的,外汇局可先允许其办理结汇(或购汇),再依据相关法规进行处理;金融机构违规行为属于超出现行政策许可范围等实质性违规且金融机构应当承担相应责任的,外汇局应先移交外汇检查部门,然后再批准其结汇(或购汇)。

六、金融机构申请担保履约款结汇(或购汇), 应提交以下文件:

- (一) 申请书;
- (二)外保内贷业务合同(或合同简明条款);
- (三)证明结汇(或购汇)资金来源的书面材料;
- (四)债务人提供的外保内贷履约项下外债登记证明文件(因清算、解散、债务豁免或其他合理因素导致债务人无法取得外债登记证明的,应当说明原因);
- (五)外汇局认为必要的其他证明材料。

七、境外担保人向境内金融机构为境内若干债务 人发放的贷款组合提供部分担保(风险分担), 发生担保履约(赔付)后,如合同约定由境内金 融机构代理境外担保人向债务人进行债务追偿, 则由代理的金融机构向外汇局报送外债登记数 据,其未偿本金余额不得超过该担保合同项下各 债务人上年度末经审计的净资产数之和。 元転(或いは外貨転)の申請を取りまとめた後、そ の所在地外管局に申請を集中提出する。

金融機構が提出した域外保証履行資金の人民元転(或いは外貨転)申請は、外管局資本項目管理部門が受理する。金融機構が債権者として融資保証契約を締結する時、規則違反行為がなければ、外管局はその保証履行資金の人民元転(或いは外貨転)を批准できる。金融機関の違反行為が債権者の未集中登記等の手続き違反である場合、外管局は先にその人民元転(或いは外貨転)を許容してから、再度関連規定に基づき処理できる。金融機構の違反行為が現行政策の許可範囲を超えて実質的な違反に属し且つ金融機構が相応の責任を担うべき場合、外管局は外貨検査部門に先に引き渡してから、人民元転(或いは外貨転)を再批准しなければならない。

六、金融機構が保証履行金額の人民元転(或いは外 貨転)を申請する場合、以下の書類を提出しなけれ ばならない。

- (一) 申請書
- (二) 外保内貸業務の契約書(或いは契約の条件概要)
- (三) 人民元転(或いは外貨転)資金の出所を証明 する書面資料
- (四)債務者が提供する外保内貸保証履行項目下の 外債登記証明書類(清算、解散、債務免除或いはそ の他合理的要素によって債務者が外債登記の証明を 取得できない場合、その原因を説明しなければなら ない)
- (五) 外管局が必要と認識するその他証明資料

七、域外保証人が域内金融機関のために域内の幾つかの債務者に出したローン・ポートフォリオに部分保証を提供(リスク分担)し、保証履行(賠償)発生後、契約において域内金融機関が域外保証人の代わりに債務者へ返済請求すると取り決めた場合、代理の金融機関が外管局へ外債登記データを報告する事になり、その未返済の元金残高が保証契約にある各債務者の前年度末の監査済純資産の総和を超えてはならない。



第三部分 物权担保外汇管理

- 一、外汇局仅对跨境担保涉及的资本项目外汇管 理事项进行规范,但不对担保当事各方设定担保 物权的合法性进行审查。担保当事各方应自行确 认以下事项符合相关法律法规,包括但不限于:
- (一)设定抵押(质押)权的财产或权利是否符合法律规定的范围;
- (二)设定抵押(质押)权在法律上是否存在强制登记要求;
- (三)设定抵押(质押)权是否需要前置部门的 审批、登记或备案:
- (四)设定抵押(质押)权之前是否应当对抵押 或质押物进行价值评估或是否允许超额抵押(质 押)等;
- (五)在实现抵押(质押)权时,国家相关部门 是否对抵押(质押)财产或权利的转让或变现存 在限制性规定。
- 二、担保人与债权人之间因提供抵押、质押等物权担保而产生的跨境收支和交易事项,已存在限制或程序性外汇管理规定的,应当符合规定。 国家对境内外机构或个人跨境获取特定类型资产(股权、债权、房产和其他类型资产等)存在限制性规定的,如境外机构从境内机构或另一境外机构获取境内资产,或境内机构从境外机构或另一境内机构获取境外资产,担保当事各方应自行确认担保合同履约不与相关限制性规定产生冲突。
- 三、当担保人与债权人分属境内、境外,或担保物权登记地(或财产所在地、收益来源地)与担保人、债权人的任意一方分属境内、境外时,境内担保人或境内债权人应按下列规定办理相关外汇管理手续:
- (一) 当担保人、债权人注册地或担保物权登记

第三部分 保証物権外貨管理

- 一、外管局はクロスボーダー保証に係わる資本項目 外貨管理関係事項に対しては規範化を行うが、保証 当事者が設定した保証物権の合法性に対しては審査 をしない。保証当事者は自身で以下事項が関連法律 法規に適合しているかを確認しなければならない。 その事項は下記を含むがそれに限らない。
- (一)抵当権(質権)を設定した財産或いは権利が 法律の規定範囲に合致しているか;
- (二)抵当権(質権)の設定に法律上強制登記要求 が存在しているか;
- (三)抵当権(質権)の設定が前段階の部門の審査 や登記、備案を必要とするか;
- (四)抵当権(質権)設定前に抵当権や質権を設定する物に対して価値評価をすべきか或いは超過抵当 (質権)等を許容するか;
- (五)抵当権(質権)実行時、国家関連部門が抵当権(質権)を設定した財産や権利の譲渡或いは現金化に対して制限性規定を設けているか;
- 二、保証人と債権者間で抵当権や質権等の保証物権 に因り発生したクロスボーダー受払いと取引事項 は、既に制限或いは手続きについての外貨管理規定 が存在する場合、規定に合致していなければならな い。

国家は域内外機構或いは個人がクロスボーダーで取得した特例タイプの資産(持株、債権、不動産とその他タイプ資産等)に対して制限規定等が存在する場合、例えば域外機構が域内機構から或いは他の域内機構から域内資産を、或いは域内機構が域外機構或いはその他域内機構から域外資産を取得する時、保証当事者は自身で保証契約履行と関連制限規定に矛盾が生じないよう確認しなければならない。

三、保証人と債権者が域内・域外に分かれて所属している、或いは保証物権登記地(或いは財産所在地、収益源地)と保証人、債権者の任意の一方が域内・域外に分かれて所属している時、域内保証人或いは域内債権者は以下規定に基づき関連外貨管理手続きを行わなければならない。



地(或财产所在地、收益来源地)至少有两项分属境内外时,担保人实现担保物权的方式应当符合相关法律规定。

- (二)除另有明确规定外,担保人或债权人申请 汇出或收取担保财产处置收益时,可直接向境内 银行提出申请;银行在审核担保履约真实性、合 规性并留存必要材料后,担保人或债权人可以办 理相关购汇、结汇和跨境收支。
- (三)相关担保财产所有权在担保人、债权人之间发生转让,按规定需要办理跨境投资外汇登记的,当事人应办理相关登记或变更手续。

四、担保人为第三方债务人向债权人提供物权担保,构成内保外贷或外保内贷的,应当按照内保外贷或外保内贷相关规定办理担保登记手续,并遵守相关限制性规定。

经外汇局登记的物权担保因任何原因而未合法 设立,担保人应到外汇局注销相关登记。

五、境内非银行机构为境外债务人向境外债权人 提供物权担保,外汇局在办理内保外贷登记时, 应在内保外贷登记证明中简要记录其担保物权 的具体内容。

外汇局在内保外贷登记证明中记录的担保物权 具体事项,不成为设定相关抵押、质押等权利的 依据,也不构成相关抵押或质押合同的生效条 件。

六、境内机构为自身债务提供跨境物权担保的,不需要办理担保登记。担保人以法规允许的方式 用抵押物折价清偿债务,或抵押权人变卖抵押物 后申请办理对外汇款时,担保人参照一般外债的 还本付息办理相关付款手续。

- (一)保証人、債権者の登録地或いは保証物権登記 地(或いは財産所在地、収益源地)の少なくとも 2 つが域内外に分かれて所属する時、保証人が保証物 権を実現する方式は関連法律規定に合致しなければ ならない。
- (二)他に明確な規定がある場合を除き、保証人或いは債権者が保証財産処分収益を支払う或いは取得の申請をする時、直接域内銀行にて申請を提出できる。銀行は保証履行の真実・合法性を審査し、必要資料を保存した後、保証人或いは債権者は関連外貨転、人民元転とクロスボーダー受払いを行える。
- (三)保証人或いは債権者間で関係保証財産所有権 の譲渡が発生し、規定に基づきクロスボーダー投資 外貨登記が必要な場合、当事者は関連登記或いは変 更手続きを行わなければならない。

四、保証人が第三者債務者として債権者に保証物権を提供し、内保外貸或いは外保内貸を構成する場合、内保外貸或いは外保内貸規定に照らして保証登記手続きを行い、関連の制限についての規定を遵守しなければならない。

外管局の登記を経た保証物権が如何なる要因によっても合法的に設立されていない時、保証人は外管局で抹消関連登記を行わなければならない。

五、域内非銀行機構が域外債務者のために域外債 権者へ保証物権を提供し、外管局で内保外貸登記を 行う時、内保外貸登記証明の中にその保証物権の具 体的な内容を簡潔に記録しなければならない。

外管局が内保外貸登記証明の中に記録する保証物権 の具体的事項は、関連抵当権や質権等の権利を設定 した根拠にはならず、関連抵当権や質当契約書の発 効条件ともならない。

六、域内機構が自身の債務のためにクロスボーダー 保証物権を提供する場合、保証登記を行わなくてよい。保証人は法規が許可した方式で抵当物時価換算 償還債務を用いる或いは抵当権者が抵当物換金を 行った後に対外支払を申請する時、保証人は一般外 債の元利金返済関連支払手続きを参照する。



第四部分 跨境担保其他事项外汇管理

- 一、其他形式跨境担保
- (一)其他形式跨境担保是指除前述内保外贷和外保内贷以外的其他跨境担保情形。包括但不限于:
- 1、担保人在境内、债务人与债权人分属境内或 境外的跨境担保:
- 2、担保人在境外、债务人与债权人分属境内或 境外的跨境担保;
- 3、担保当事各方均在境内,担保物权登记地在境外的跨境担保:
- 4、担保当事各方均在境外,担保物权登记地在境内的跨境担保。
- (二)境内机构提供或接受其他形式跨境担保,在符合境内外法律法规和本规定的前提下,可自行签订跨境担保合同。除外汇局另有明确规定外,担保人、债务人不需要就其他形式跨境担保到外汇局办理登记或备案,无需向资本项目信息系统报送数据。
- (三)境内机构办理其他形式跨境担保,应按规定办理与对外债权债务有关的外汇管理手续。担保项下对外债权或外债需要事前办理审批或登记手续的,应当办理相关手续。
- (四)除另有明确规定外,境内担保人或境内债权人申请汇出或收取担保履约款时,可直接向境内银行提出申请;银行在审核担保履约真实性、合规性并留存必要材料后,担保人或债权人可以办理相关购汇、结汇和跨境收支。
- (五)担保人在境内、债务人在境外,担保履约 后构成对外债权的,应当办理对外债权登记;担 保人在境外、债务人在境内,担保履约后发生境 外债权人变更的,应当办理外债项下债权人变更 登记手续。
- (六)境内担保人向境内债权人支付担保履约款,或境内债务人向境内担保人偿还担保履约款的,因担保项下债务计价结算币种为外币而付款人需要办理境内外汇划转的,付款人可直接在银行办理相关付款手续。

第四部分 クロスボーダー保証 その他事項外貨管理

- 一、その他形式クロスボーダー保証
- (一) その他形式クロスボーダー保証とは、前述の 内保外貸と外保内貸以外のその他クロスボーダー保 証形態を指す。以下を含むがこれに限らない。
- 1、保証人は域内、債務者と債権者が域内或いは域外 に分かれて所属しているクロスボーダー保証
- 2、保証人は域外、債務者と債権者が域内或いは域外 に分かれて所属しているクロスボーダー保証
- 3、保証当事者は全員域内、保証物権登記地が域外の クロスボーダー保証
- 4、保証当事者は全員域外、保証物権登記地が域内の クロスボーダー保証
- (二)域内機構がその他形式クロスボーダー保証を 提供或いは受ける時、域内外法律法規と本規定に合 致するという前提の下、自身でクロスボーダー保証 契約が締結できる。外管局が別途明確に規定してい る場合を除き、保証人や債務者はその他形式クロス ボーダー保証を外管局で登記或いは備案を行う必要 がなく、資本項目情報システムへデータを送る必要 もない。
- (三)域内機構がその他形式クロスボーダー保証を 行う時、規定に基づき対外債権債務関連の外貨管理 手続きを行わなければならない。保証項目下の対外 債権或いは外債が事前審査或いは登記手続きを行う 必要がある場合は関係手続きを行わなければならな い。
- (四)他に明確な規定がある場合を除き、域内保証人或いは域内債権者が保証履行金の送金或いは受取を申請する時、直接域内銀行へ申請を提出できる。銀行が保証履行の真実・合法性を審査し必要資料を保存した後、保証人或いは債権者は関連外貨転、人民元転とクロスボーダー受払いを行える。
- (五)保証人が域内、債務者が域外に存在し、保証 履行後に対外債権を構成した場合、対外債権登記を 行わなければならない。保証人が域外、債務者が域 内に存在し、保証履行後に域外債権者に変更が発生 した場合、外債項目下の債権者変更登記手続きを行 わなければならない。



二、境内债务人对外支付担保费,可按照服务贸 易外汇管理有关规定直接向银行申请办理。

- 三、担保人、债务人不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。担保人、债务人和债权人可按照合理商业原则,依据以下标准判断担保合同是否具备明显的担保履约意图:
- (一)签订担保合同时,债务人自身是否具备足够的清偿能力或可预期的还款资金来源;
- (二)担保项下借款合同规定的融资条件,在金额、利率、期限等方面与债务人声明的借款资金用途是否存在明显不符;
- (三)担保当事各方是否存在通过担保履约提前 偿还担保项下债务的意图;
- (四)担保当事各方是否曾经以担保人、反担保 人或债务人身份发生过恶意担保履约或债务违 约。

四、担保人、债务人、债权人向境内银行申请办理与跨境担保相关的购付汇和收结汇时,境内银行应当对跨境担保交易的背景进行尽职审查,以确定该担保合同符合中国法律法规和本规定。

五、具备以下条件之一的跨境承诺,不按跨境担 保纳入外汇管理范围:

(一)该承诺不具有契约性质或不受法律约束;

- (六)域内保証人が域内債権者へ保証履行金を支払 う、或いは域内債務者が域内保証人へ保証履行金を 返済する場合、保証項目下の債務価格計算決済貨幣 が外貨で支払人が域内外貨振替の必要がある場合、 支払人は直接銀行で関連支払手続きを行うことがで きる。
- 二、域内債務者が保証料を対外支払いする時、サービス貿易外貨管理関連規定に照らして直接銀行で申請できる。
- 三、保証人と債務者は保証履行義務の発生を明らかに知っている或いは当然知りうるべき状況下においてクロスボーダー保証契約を締結してはならない。 保証人、債務者と債権者は商業原則に照らして以下 基準により保証契約が明らかに保証履行意図を有するかどうかを判断できる。
- (一) 保証契約締結時、債務者自身が十分な返済能力或いは予期し得る返済資金の出所を有するかどうか;
- (二)保証項目下のローン契約が規定する融資条件が、金額、利率、期限等の方面から債務者の説明したローン資金使途と明らかに一致していないかどうか:
- (三)保証当事者が保証履行を通じて保証項目下の 債務期限前返済意図があるかどうか;
- (四)保証当事者に以前保証人や裏保証人或いは債務者ステータスとして悪意のある保証履行或いは債務違反が発生したことがあるかどうか。

四、保証人、債務者、債権者が域内銀行へクロスボーダー保証関連の人民元転、外貨転及び受払いを申請する時、域内銀行はクロスボーダー保証取引背景に対してデューデリジェンスを行い、当該保証契約が中国法律法規と本規定に合致していることを確認しなければならない。

五、以下条件のいずれかに該当するクロスボーダー 承諾については、クロスボーダー保証として外貨管 理範囲には組み入れない。



- (二)履行承诺义务的方式不包括现金交付或财产折价清偿等付款义务;
- (三)履行承诺义务不会同时产生与此直接对应 的对被承诺人的债权;
- (四)国内有其他法规、其他部门通过其他方式进行有效管理,经外汇局明确不按跨境担保纳入外汇管理范围的跨境承诺,如境内银行在货物与服务进口项下为境内机构开立的即期和远期信用证、已纳入行业主管部门监管范围的信用保险等:
- (五)一笔交易存在多个环节,但监管部门已在 其中一个环节实行有效管理,经外汇局明确不再 重复纳入规模和统计范围的跨境承诺,如境内银 行在对外开立保函、开立信用证或发放贷款时要 求境内客户提供的保证金或反担保;
- (六)由于其他原因外汇局决定不按跨境担保纳 入外汇管理范围的相关承诺。

不按跨境担保纳入外汇管理范围的相关承诺,不得以跨境担保履约的名义办理相关跨境收支。

六、跨境担保可分为融资性担保和非融资性担保。融资性担保是指担保人为融资性付款义务提供的担保,这些付款义务来源于具有融资合同一般特征的相关交易,包括但不限于普通借款、债券、融资租赁、有约束力的授信额度等。非融资性担保是指担保人为非融资性付款义务提供的担保,这些付款义务来源于不具有融资合同一般特征的交易,包括但不限于招投标担保、预付款担保、延期付款担保、货物买卖合同下的履约责任担保等。

- (一) 当該承諾が契約の性質を有しない或いは法律 の制約を受けない;
- (二)承諾義務の履行方式が現金交付や財産時価換 算償還等の支払義務を含まない;
- (三)承諾義務履行と同時にそれに直接対応する被 承諾者への債権が発生しない;
- (四) 国内にその他法規があり、その他部門がその他方式により有効な管理を行っていて、外管局がクロスボーダー保証として外貨管理範囲に組み入れていないことが明確なクロスボーダー承諾、例えば、国内銀行が貨物とサービスの輸入項目下で域内機構のために発行した一覧払いとユーザンス付き信用状、各業界主管部門の監督範囲内に組み入れられている信用保険等;
- (五) 一つの取引に多数のステップが存在するが、 監督部門が既にその内の一つのステップにおいて有 効な管理を行っていて、外管局が規模と統計範囲に 重複して組み入れないことを明らかにしたクロス ボーダー承諾、例えば、域内銀行が対外的に発行し た L/G、信用状発行かローン実行時に域内顧客に提 出を求める保証金或いは裏保証;
- (六) その他要因により外管局がクロスボーダー保証として外貨管理範囲に組み入れないことを決定した関連承諾。

クロスボーダー保証として外貨管理範囲に組み入れ ない関連承諾は、クロスボーダー保証履行の名義で 関連クロスボーダー受払いを行ってはならない

六、クロスボーダー保証は融資性保証と非融資性保証に分けられる。融資性保証とは保証人が融資性支払義務として提供する保証を指し、この種の支払義務は融資契約に一般的な特徴を持つ関連取引から発生し、ローン・債権・ファインナンスリース・拘束力のある与信枠等を含むがこれに限らない。非融資性保証とは保証人が非融資性支払義務として提供する保証を指し、この種の支払義務は融資契約に一般的な特徴を持たない取引から発生し、募集入札保証・前払保証・延払保証・貨物売買契約下の履行責任保証等を含むがこれに限らない。



- 七、外汇局对境内机构跨境担保业务进行核查和 检查,担保当事各方、境内银行应按照外汇局要 求提供相关资料。对未按本规定及相关规定办理 跨境担保业务的,外汇局根据《中华人民共和国 外汇管理条例》(以下简称《条例》)进行处罚。
- (一)违反《跨境担保外汇管理规定》(以下简称《规定》)第十一条第(二)项规定,债务人将担保项下资金直接或间接调回境内使用的,按照《条例》第四十一条对担保人进行处罚。
- (二)有下列情形之一的,按照《条例》第四十 三条处罚:
- 1、违反《规定》第八条规定,担保人办理内保 外贷业务违反法律法规及相关部门规定的;
- 2、违反《规定》第十条规定,担保人超出行业主管部门许可范围提供内保外贷的:
- 3、违反《规定》第十二条规定,担保人未对债 务人主体资格、担保项下资金用途、预计的还款 资金来源、担保履约的可能性及相关交易背景进 行审核,对是否符合境内、外相关法律法规未进 行尽职调查,或未以适当方式监督债务人按照其 申明的用途使用担保项下资金的;
- 4、违反《规定》第十四条规定,担保人未经外 汇局批准,在向债务人收回提供履约款之前签订 新的内保外贷合同的;
- 5、违反《规定》第十七条规定,未经批准,债 务人、债权人超出范围办理外保内贷业务的:
- 6、违反《规定》第十九条第一款规定,境内债 务人未经外汇局批准,在偿清对境外担保人债务 之前擅自签订新的外保内贷合同或办理新的提 款的:
- 7、违反《规定》第十九条第二款规定,境内债 务人担保履约项下未偿本金余额超过其上年度 末经审计的净资产数额的;
- 8、违反《规定》第二十七条规定,担保人、被担保人明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下仍然签订跨境担保合同的。
- (三)有下列情形之一的,按照《条例》第四十七条处罚:
- 1、违反《规定》第二十三条第(二)项规定,银行未审查担保履约真实性、合规性或留存必要

- 七、外管局は域外機構のクロスボーダー保証業務に 対して照合確認と検査を行い、保証当事者と域内銀 行は外管局の要求に照らして関連資料を提出しなけ ればならない。本規定及び関連規定に基づいてクロ スボーダー保証業務を行っていない場合、外管局は 「中華人民共和国外貨管理条例(以下略称、「条例」)」 に基づき処罰を行う。
- (一)「クロスボーダー保証外貨管理規定(以下略称、「規定」)」第十一条第(二)項規定に違反して、債務者が保証項目下の資金を直接或いは間接的に域内へ還流し使用した場合、「条例」第四十一条に照らして保証人に対し処罰を行う。
- (二)以下状況のいずれかに該当する場合、「条例」 第四十三条に照らして処罰する。
- 1、「規定」第八条規定に違反し、保証人が内保外貸業務を法律法規及び関連部門規定に違反して行う;
- 2、「規定」第十条規定に違反し、保証人が各業界主管部門許可範囲を超えて内保外貸を提供する;
- 3、「規定」第十二条規定に違反し、保証人が債務者 主体資格、保証項目下の資金使途、予定返済資金の 出所、保証履行の可能性及び関連取引背景に審査を 行わず、域内外関連法律法規に合致しているかの デューデリジェンスを行わず、適切な方法でその説 明使途に照らして保証項目下の資金を使用したか監 督管理していない;
- 4、「規定」第十四条規定に違反し、保証人が外管局の批准を経ずに債務者へ提供した履行資金の回収前に新たな内保外貸契約を締結した;
- 5、「規定」第十七条規定に違反し、批准を経ずに、 債務者や債権者が範囲を超えて外保内貸業務を行 う;
- 6、「規定」第十九条規定に違反し、域内債務者が外管局の批准を経ずに、域外保証人への債務完済前に自身で新たに外保内貸契約を締結する或いは新たにドローダウンする;
- 7、「規定」第十九条規定に違反し、域内債務者が保証履行項目下の未返済金額残高がその前年度末の監査済純資産額を超過している;
- 8、「規定」第二十七条規定に違反し、保証人と債務 者が保証履行義務の発生を明らかに知っている或い は当然知りうるべき状況下においてクロスボーダー



材料的;

- 2、违反《规定》第二十八条规定,境内银行对 跨境担保交易的背景未进行尽职审查,以确定该 担保交易符合中国法律法规和本规定的。
- (四)有下列情形的,按照《条例》第四十八条 处罚:
- 1、违反《规定》第九条规定,担保人未按规定 办理内保外贷登记的;
- 2、违反《规定》第十三条规定,担保人未按规 定办理内保外贷登记注销手续的;
- 3、违反《规定》第十五条规定,担保人或反担保人未按规定办理对外债权登记手续的;
- 4、违反《规定》第十八条规定,境内金融机构 未按规定向外汇局报送外保内贷业务相关数据 的:
- 5、违反《规定》第十九条第三款规定,债务人 办理外保内贷业务时未向债权人真实、完整地提 供其已办理外保内贷业务的债务违约、外债登记 及债务清偿情况的:
- 6、违反《规定》第二十条规定,境内债务人未 按规定到所在地外汇局办理短期外债签约登记 及相关信息备案手续的;
- 7、违反《规定》第二十三条第(三)项规定, 当事人未按规定办理跨境投资外汇登记的:
- 8、违反《规定》第二十四条第二款规定,担保 人未到外汇局注销相关登记的。

保証契約を締結した。

- (三)以下状況のいずれかに該当する場合、「条例」 第四十七条に照らして処罰する。
- 1、「規定」第二十三条第(二)項規定に違反し、銀行が保証履行の真実・合法性のデューデリジェンスを行わず、或いは必要な資料を保存していない;
- 2、「規定」第二十八条規定に違反し、域内銀行がクロスボーダー保証取引背景にデューデリジェンスを行わず、当該保証取引が中国法律法規と本規定に合致していると確定する。
- (四)以下状況のいずれかに該当する場合、「条例」 第四十八条に照らして処罰する。
- 1、「規定」第九条規定に違反し、保証人が規定に基づき内保外貸登記を行っていない:
- 2、「規定」第十三条規定に違反し、保証人が規定に 基づき内保外貸登記抹消手続きを行っていない;
- 3、「規定」第十五条規定に違反し、保証人或いは裏 保証人が規定に基づき対外債権登記手続きを行って いない;
- 4、「規定」第十八条規定に違反し、域内金融機構が 規定に基づき外管局へ外保内貸業務関連データを送 付していない;
- 5、「規定」第十九条第三項規定に違反し、債務者が 債権者へ外保内貸業務を申請する時に、その外保内 貸業務の債務違約や外債登記及び債務返済の状況を 真実・完全性をもって債権者へ提供していない;
- 6、「規定」第二十条規定に違反し、域内債務者が規 定に基づき所在地外管局で短期外債契約締結登記及 び関連情報備案手続きを行っていない;
- 7、「規定」第二十三条第(三)規定に違反し、当事者が規定に照らしてクロスボーダー投資外貨登記を 行っていない;
- 8、「規定」第二十四条第二項規定に違反し、保証人 が外管局で抹消関連登記を行っていない。

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。
 - 三**麦東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室** 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先: 山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007